第１３５６回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　　時　平成２８年７月７日　木曜日
　　開会　１０時００分　　閉会　１２時１５分

２　場　　所　京都市役所内　教育委員室

３　出 席 者　教　育　長　　在田　正秀
　　委　　員　　秋道　智彌
　　委　　員　　奥野　史子
　　委　　員　　星川　茂一
　　委　　員　　髙乗　秀明
４　欠 席 者　委　　員　　鈴木　晶子

５　傍 聴 者　０人

６　議事の概要
（１）　開会
　　１０時００分，教育長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認
　　第１３５５回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要
　ア　議事
　　報告３件

　イ　報告事項

報告　京都工学院高等学校及び日吉ケ丘高等学校英語村の視察について
(委員からの主な意見)
【星川委員】京都工学院高校の開校に向けて，ご尽力をされた皆様に敬意を表したい。入学された生徒の３年後の進路に関心がある。大学進学を目標にして入学した生徒もいるので，最大限の学習指導によって，伸ばしていただきたいと感じた。また，日吉ケ丘高校の英語村について，素晴らしい取組であると感じた。特に関心を持ったのは，英語村の創設に向けて，生徒

の意見も聞きながら準備に取り組まれた点である。全ての事業で生徒の意見を取り入れることは困難であるとは思うが，できる限り，子ども目線で学校作りに取り組んでもらいたいと感じた。

【秋道委員】京都工学院高校では，ＪＡＸＡや大学と連携協定を結ぶなど，様々な大学や研究機関との外部連携を積極的に推進していくことが良いと思う。教育委員会会議において，スマートフォンに関する議論を行う時は，薬物や子どもの犯罪などに関わることが多いが，今の高校現場では，スマートフォンなどの最新機器を利用した良い授業が展開されている。そうした良い取組を小・中学校へも波及できるように，スマートフォンを使用する際の倫理観や価値観などを義務教育段階から適切に指導していくべきであると思う。日吉ケ丘高校の英語村については，参加者はほとんど女子生徒であり，もっと男子生徒にも参加いただけるような取組が必要であると感じた。また，ただ漫然と昼食を食べるような井戸端会議をする場所とならないように，生徒の向上心を煽るような機会を作る取組もしていければ良いと思う。

【奥野委員】京都工学院高校でのタブレットを使用した授業について，板書をせずに写真を撮る姿を見受けられ，それをどのように自分の理解に繋げていくのかが気になった。また，志願倍率が高く，入学するためのハードルは高くなってしまったが，本当に工業を学びたい生徒が入学できるようにすることが今後の課題であると感じた。日吉ケ丘高校については，生徒が楽しそうに英語村を利用していたことが印象的であった。実は日常会話を英語で行うことが最も難しいので，きちんと会話が成立しているかを教員がチェックすることができれば良いと思う。ただし，男子生徒の参加が少なかったことが課題であると感じた。生徒に「将来何になる？」と尋ねたところ，生徒からは「英語関係の仕事に就きたい」「心理学を学びたい」とのことであり，その夢をかなえるために英語を学んでいるとのこと。英語のために英語を学ぶのではなく，自分の目標のために英語を学ぶ姿勢は大変良いと思った。

【髙乗委員】京都工学院高校について３点感じたことがある。１点目は，立命館跡地をうまく活用されており，子どもたちにとって大変恵まれた教育環境が整っていること。「自分は大事にされている」ということが，言葉にしなくても子どもたち自身に伝わっているだろうし，自尊感情や自己肯定感を育てることにも繋がっていると思う。特に，京都では番組小学校の時代から，子どもたちが日常では中々経験できないようなことを学校が提供してきた歴史があり，その歴史を未来にも繋げてもらいたい。また，施設設備について，あれほどの設備を揃えられるのは公立学校ならではと思う。とりわけ京都工学院高校は，専門学科なので工業を学ぶ上での

施設設備の充実が次の課題であると感じた。
２点目は，校長からの説明の中で「目的意識を持った生徒に入学してほしい」「これまでの専門学科のイメージを払しょくしたい」と話があり，今後の高校改革を進めていく上で大変重要なことと感じた。先日，みやこめっせで開催された「高校合同説明会」においても，堀川高校が同様のことを言っており，相通ずるメッセージと思った。また，職業学科としてのアイデンティティをどのようにつなげていくのかも重要であり，とりわけ就職しても定着しない若者が多い現状の中で，就職後も引き続き，スキルアップ，キャリアアップを図る能力，意欲を持った子どもをどうやって育成していくかを意識した取組が必要である。そうした中，洛陽工業高校では卒業生による「洛陽京工会」というＯＢ会が組織され，在校生を支援する取組をされており，是非，京都工学院高校においても，卒業生が在校生を支援できる仕組みを作ってもらえたらと思う。３点目は，外部機関との連携である。外部機関との連携を進める取組は非常に有効的である一方で，今後の具体的な連携の進め方や教育課程のどの部分を生かしていくかなど，目に見える形で検討を進めてもらいたい。また，京都まなびの街生き方探究館におけるモノづくりの取組との連携も今後検討していく必要があると思う。

報告　薬物乱用防止教室実施に向けての研修会について

（事務局説明　松村　保健安全課長）

6 月 28 日に実施した「薬物乱用防止教室実施に向けての研修会」について，報告させていただく。

先に，昨年 10 月に発生した高校生による大麻所持事案を受け，その後取り組んだ内容について説明する。

平成 27 年 10 月 6 日，京都府内の高校生らが大麻を所持していた事案が発生，その翌日，7 日には「薬物は児童生徒の一人一人の身近に迫っている」という強い危機感のもと，これまでの取組の総点検と学校教育全体を通じて薬物乱用の有害性，危険性を伝えると共に，児童生徒が薬物等を使用しない環境づくりに万全を期すよう，各校に「薬物乱用防止の再徹底について(緊急通知)」を発出した。

その様な中，10 月 14 日に京都市立小学校児童が大麻を吸引した事案が発生。同日には京都府警察と京都府・市，京都府・京都市教育委員会による緊急対策会議を開催，今後の取組の強化について協議した。

11 月 11 日には，「緊急全市校長会」を開催，薬物乱用防止に向けた教育長訓示の他，「青少年を取り巻く薬物についての現状」について京都府警より説明いただき，管理職の薬物乱用にかかる認識を深めていただいた。また，あわせて，PTA 代表に

保護者啓発の推進について決意表明を頂いた。

翌 12 日には，再度各校に対し，薬物乱用防止の指導力向上及び家庭・地域との連携等による一層の取組の推進について通知を発出した。

12 月 9 日には，冬休みを目前に控え各校での取り組みが推進されるよう，管理職を対象とした「薬物乱用防止臨時講習会」を開催。外部専門家である京都市学校薬剤師会，京都府警察本部より，薬物乱用の実態と薬物乱用防止教室での説明概要について説明いただき，各管理職の認識を更に深めていただいた。また，喫緊の課題である薬物乱用防止について，体育健康教育室の各校種の保健担当指導主事から「冬休み前の児童生徒への指導例」について説明を行った。この「冬休み前の児童生徒への指導例」は，体育健康教育室の指導主事が日本学校保健会作成の薬物乱用防止マニュアル等を参考に，京都市の現状や児童生徒の実態を考慮しながら作成したもので，各校が取り組みやすくなるよう，指導内容について具体的に示した。

1 月 13 日には，京都府警，京都府・市教育委員会共同で，「こどもを薬物から守る 10 カ条」を掲載した薬物乱用防止啓発チラシを学校を通じ，京都市立学校の全保護者へ配布する保護者啓発を行った。

また，3 月 10 日には，子ども達を取り巻く大人，京都市 PTA 連絡協議会，人づくり 21 世紀員会，京都市地域生徒指導連合会，きょうと「おやじの会」連絡会，各校種校長会の代表者，京都府警による緊急関係者会議が開催され，その中で「薬物『ダメ。ゼッタイ。』」緊急メッセージが確認・策定され，子ども達，保護者の他，教職員に向けて発信された。

このほかにも，関連機関等による取組等もあり，昨年 10 月以降，各学校の管理職をはじめとする教職員，児童生徒，保護者等々に向け，薬物乱用防止に係る研修や啓発を行い，学校・保護者・地域が共に課題を共有し，薬物の近づかない環境づくりに向け取り組んでいるところである。

昨年，京都府警察が実施した京都府内の高校生約 7,800 人に行われたアンケート調査が行われた。

その結果から，インターネット等の「大麻はたばこより害がない。」といった情報をうのみにし，「大麻は大丈夫。」といった間違った認識をもつ子どもがいると伺った。違法薬物を子ども達に近づけないことはもちろんのこと，子ども達に正しい情報を繰り返し伝え，子ども達が自身の身を守る行動につなげることは重要である。

国において薬物乱用防止教育の重要な取り組みの一つとして掲げられているのが「薬物乱用防止教室」の実施。　学校で行われる薬物乱用防止教育は，小学校では体育科，中高等学校では保健体育科において行われる授業が中核であるが，その授業とは別に「薬物乱用防止教室」を学校保健計画に位置付け，実施している。

国の第 4 次薬物乱用防止 5 か年戦略には，薬物乱用防止教室は「全ての中・高等学校において年 1 回は開催する」と明記されている。また，「地域の実情に応じて，小学校においても開催に努める。」とされている。

平成 28 年度には，小学校でも全校で実施していただき，京都市立小中高等学校全校で「薬物乱用防止教室」の実施を目指す。

このことは，6 月 28 日に実施した研修会とその後の各校種の校長会において周知した。体育健康教育室において，薬物乱用防止教室の実施計画の確認を行うと共に，未計画の学校には働きかけ，年度末には各校からの実施報告により実施状況を把握していく。

文部科学省の通知で，「薬物乱用防止にかかる指導は，警察職員，麻薬取締官 OB，学校医，学校薬剤師等外部専門家による指導が望ましいものの，国や都道府県教委が開催する研修会において研修を受けた教員の活用も考えられる。」と示されており，以前のように外部講師による指導のみでなく，教員も講師となることができると見解が変わってきている。

現在は，警察や学校薬剤師の方々のご協力を得ながら実施しているが，特に小学校における薬物乱用防止教室は，子ども達の発達段階から，外部講師より子ども達にとってより身近な存在である教員が行う方が良いのではないか，外部講師と教員の T.T.による指導が効果的ではないかと考えている。

実際に各校で薬物乱用防止教室を行っていただくために，昨年度は管理職を対象とした「薬物乱用防止臨時講習会」を開催したが，今回は各校での薬物乱用防止教室の開催に向け，「『薬物乱用防止教室』実施に向けての研修会」を計画・開催した。

対象者は，各校で薬物乱用防止教室を中核となって進めていただく教員と管理職。その他，外部講師である京都市学校薬剤師会，京都府警察からも参加いただき，新聞記事にあるように約 350 名の参加を得て開催した。

内容は，まずは指導者に正しい認識を持っていただく意図から，「薬物乱用依存症の基礎知識」と題して，京都府精神保健福祉医療センター所長よりご講演いただいた。　　その後，今回作成・配布した冊子「薬物乱用防止教室に関する指導例及び留意事項」について，各校種ごとに体育健康教育室指導主事より説明した。

本冊子は，27 年度の「薬物乱用防止臨時講習会」で説明した指導例を更に深めた内容となっている。

冊子では，まずは，薬物乱用防止教室の必要性・位置づけについて示し，その中には，平成 27 年度京都府内の高校生アンケート調査結果を掲載し，間違った認識を持つ生徒がいることから，学校では学校教育活動全般を通じて薬物乱用の危険性等についての正しい知識を持たせ，薬物乱用を誘われても断る勇気，拒絶する規範意識の向上を図ることが求められていることを明記した。また，薬物乱用防止教室の講師としての教員の活用についても触れ，小中高校全校での実施に向け，外部講師のみではなく自校教員による教室開催も提示した。

また，初めて薬物乱用防止教室を計画する学校においても，どのように進めてよいのかが分かるように，教室開催までの手順についても明記した。外部講師による場合であっても，学校側が主体となって企画・運営を行うことも示している。

「薬物乱用防止教室開催の留意点」として基本方針として3点示した。1点目，講師の専門性が生かせるような指導形態の工夫を行い，教職員と十分な連携のもと実施する。2点目，薬物乱用防止教室は，学校における薬物乱用防止教育の一環として行う。3点目，薬物乱用を始めさせないことを主な狙いとする。また，薬物乱用防止教室は，発達段階から原則として，小学校高学年からと考えてよいことを示した。

その他，「薬物乱用防止教室の講師を依頼された人のために」として，外部講師を含めた講師にむけ，必要な内容として，「薬物乱用は誰の身近にも起こり得る問題であること」「『乱用される薬物は所持することも禁止されている』といった曖昧さのないメッセージが必ず含まれること」「講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく，児童生徒の興味関心，理解力，発育・発達段階を考慮した指導法内容であること」「害や怖さのみを強調するのではなく『薬物の誘惑に負けない気持ちを持つことが充実した人生につながる』といった積極的なメッセージが含まれること」等について示したほか，「配慮が必要な事項として，不適切な情報や入手や使用に関する情報は必要がないこと」，「『薬物乱用』とは『1回の使用でも乱用』にあたること」，誤解を招く表現や情報等々を示した。

そのあとに，「薬物乱用防止教室における指導」として各校種ごとに，使える資料として指導上のポイントや留意点も記載した指導資料を掲載した。

本資料は900部作成し，研修会参加者に配布したほか各校にも1冊配布している。また，各校での校内研修等でも活用していただけるよう，教育ポータルサイトのイントラにも掲載した。

今後の取組として，日本学校保健会に対し，本年度の委託事業について，薬物乱用防止に係る研修会を京都市で開催していただきたい旨，申請している。

そのほかこれまで，5月15日に開催された京都市学校薬剤師会の研修会や，6月19日に開催された京都府警察による「薬物乱用防止セミナー」などについて，各校へ開催情報を通知した。今後も，他の関係機関等が開催する研修会等についても広く学校に周知し，教職員の研修の機会を増やしたいと考えている。

薬物乱用防止については，児童生徒への教育と保護者・地域の方への啓発等を共に進めることが大切である。今後も体育健康教育室・生徒指導課・生涯学習部が連携し，取り組んでいく。

説明は以上である。

(委員からの主な意見)

【髙乗委員】教員の受け止めはどうか。

【事 務 局】昨年の大麻事案を受け，子どもたちの身近にある問題として，危機意識が高まってきている。

【秋道委員】高校生を対象としたアンケート調査の結果は分かったが，昨年度から学校の意識の変化や，保護者や一般市民の意識にどのような変化があった

のか把握しているのか。

【事 務 局】保護者や一般市民の意識変化は把握していない。昨年の小学生吸引案件以降，たばこがきっかけになっていたことから，家庭訪問時に各家庭の喫煙環境や，保護者の留守がちな家庭の把握を行うなど，家庭において子どもを薬物に近づけないセーフティーネットづくりにも取り組んでいる。また，インターネットにより，子どもたちのつながり方が以前と変わってきている。他校児童生徒との交流状況についても，中学校ブロック単位で情報を共有する取組を始めている。

【奥野委員】薬物乱用防止教育は子どもに対する取組であるが，家庭に対する取組も必要ではないか。保護者が見て，子どもの行動から何か「兆し」が感じられないか。一歩踏み込んだ取り組みを保護者に向け周知することが必要ではないか。保護者への啓発が重要なのでは。

【事 務 局】生涯学習部からは，各 PTA 支部の活動においても今年度の取組に「薬物乱用防止」を取り上げていただいていると聞いている。薬物乱用防止教室を児童生徒の他，保護者や地域の方も一緒に受けてもらう形態をとっている学校もでてきている。

【髙乗委員】子ども達の考え方，「規範意識」にかかるところが大きいと言えよう。

【秋道委員】全校生徒や一学年全員を集めての指導では，受け手の数が多くなればなるほど内容は薄まるのではないか。

【事 務 局】外部専門家の話の後，各学級担任により子ども達に振り返らせ，考えさせるようなフォローをお願いしている。

報告　文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて」について

（事務局説明　清水　総務課長）

６月１７日付けで文科省から通知があった「学校現場における業務の適正化に向けて」について，通知の内容と本市のこれまでの取組について，説明をさせていただく。

まず，本通知の趣旨としては，教員の長時間労働を改善し，教員が子どもと向き合う時間を確保するために，教育委員会として，学校現場における業務の適正化の推進に向けた一層の支援に努めるよう，周知を図られているものである。本通知では，大きく４つの項目が示されており，まず「１　教員が担うべき業務に専念できる環境を確保する」という部分において，大きな枠として「業務改善」「学校指導体制の整備」を両輪として掲げられており，具体的には給食費等徴収業務からの解放，統合型校務支援システムの整備などが挙げられている。また，「２　部活動の負担を大胆に軽減する」という部分については，部活動が教員の超過勤務の多くを占めている実態がある中での国における具体的な取組が示されている。また，「３　長時間

労働という働き方を改善する」という部分では，業務改善を断行するためには，教員の働き方そのものの価値観の転換が必要であり，国，教育委員会，学校のパッケージの取組による実効性の確保が示されている。最後に「４　国・教育委員会の支援体制を強化する」の部分では，勤務環境改善に向けた仕組みづくりの構築について示されている。

以上，文科省からはこのような通知がきているが，本市では，時間外勤務の縮減や健康管理の重要性は十分認識しており，これまでからも教員の負担軽減を図る取組を行ってきている。

まず，本年度も，４月に「時間外勤務の縮減等による教職員の健康の保持・増進について」教育長通知を行い，部活動休止日の設定や定時退校日の設定などを推進するよう明示し，全市校園長会でも「本通知の趣旨の徹底」と「縮減に向けた取組の推進」を強く依頼している。

本市では，超過勤務が月８０時間を超えた教職員が在籍する学校園は教育委員会への報告をしていただいており，平成２７年度の長時間勤務者数については，月平均で７８．３名であり，２６年度の月平均６１．３名と比べて高くなっているが，２５年度の１年間９０．４名と比べると低くなっている。また，「小学校では，授業準備や校務分掌のための残業が多い」，「中・高ではそれに加えて部活指導のための残業（土日含む）も多くなっている」という傾向はこれまでと同様である。

こうした状況も踏まえ，平成２６年度からは，１月あたり８０時間を超える時間外勤務を行った教職員について，健康管理医による面談指導の実施を強く勧めていくよう周知を図っている。

さらには，平成２７年度からは，自らのストレスの状況について気づきを促し，個人のメンタルヘルス不調のリスク低減を図ることを目的とした「ストレスチェック」を全国に先駆けて実施し，法律では努力義務とされている 50 人未満の学校を含め，全教職員を対象にしているところである。また，学校毎の集団分析も行い，管理職に対して職場環境改善に取り組むよう研修を行っている。

次に「校務支援システム」についてである。「校務支援システム」については，全小中学校での活用開始から３年目に入っており，基本的な操作は定着してきている。現場の先生方からも，特に通知票や指導要録の作成などについて，従来の手書き作成時と比べて，大幅に作成時間が短縮したという声を多くいただいており，概ね順調に活用が進んでいると認識している。

今後は，教職員間の情報共有のための機能などを活用して，会議時間の短縮や，確実な情報共有を図るなど，個々の事務の時間短縮から，学校運営トータルでの時間の創出に向けて，校務支援システムを有効に活用していただけるよう，学校をサポートしてまいりたいと考えている。

次に「小学校部活動等ガイドラインについて（案）」「中学校部活動における留意事項（試案）」についてである。

「小学校部活動等ガイドライン（案)」「中学校部活動における留意事項（試案)」については，子どもたちがスポーツに取り組むことによる教育効果，重要性は申し上げるまでもないが，その一方で，勝つことだけを意識し過ぎるあまり，一部には練習の長時間化等の課題があるとも認識している。

そうした中で，児童・生徒の心身への過度な負担を防止するとともに，家族と触れ合う時間や家庭での学習時間をしっかりと確保することや，教職員においても日々の授業準備などによる教育活動全体の活性化，さらには，仕事や家庭生活，社会貢献などの調和を図り，生きがいと充実感を得て，人生を送ることができる「真のワークライフバランス」の推進を図ることが大切と考え，策定したものである。

ガイドラインが現場での日々の実践の中で生かされることが大切であり，現場からの意見も頂きながら実効性あるものとなるように取り組んでまいりたいと考えており，その趣旨の徹底に努めてまいりたい。

また，部活動のあり方については，国において，ガイドラインの策定が検討されているなど，協議が行なわれているところである。

本市においては，先ほど申し上げたガイドラインに加え，本年度から，子どもの競技力向上や教職員の負担軽減につなげるために「外部コーチ」の派遣要件を緩和し，「外部コーチ派遣事業」に係る予算を大幅に拡充するなど，取組の充実に努めており，今後とも，国の動向や部活動を取り巻く状況の変化などを踏まえつつ，児童・生徒の体力，運動能力の向上に向けた取組の検討を図ってまいりたい。

次に「給食費の徴収業務」についてである。本市においては，「給食費の徴収」は学校が保護者から徴収する，いわゆる「預かり金」として，徴収している。集金は，保護者の口座から引き落としている。

また，本市においては，平成２１年度から全学校園において，預かり金事務をシステムで管理し，事務の標準化・適正化・効率化を図っており，これらの事務は教員ではなく，学校事務職員が行っている。

なお，預かり金に関する保護者への「お知らせ」を配ったり，給食費を含む預かり金未納のご家庭に対しては，担任と事務室が連携して，対応を行っている状況である。本市のように預かり金に関する事務を統一的にシステム化している都市は少数と聞いており，今後も負担軽減を図っていく。

最後に教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう，学校から教育委員会への報告文書等の更なる事務精選と簡素化を図っており，これまでから「業務改善プロジェクトの取組として，「①　掲示板システムの導入」「②　ｅアンサーシステムの導入」「③　年度末の文書発送原則禁止・年度当初の文書集中の回避」などを実施し，より一層の文書伝達方法の改善に努めているところである。

また，システムの機能面の充実による対策だけではなく，文書を送る側の配慮や注意・工夫が必要であると考えており，例えば同一所属からの類似の事務連絡や照会文書等を通知する場合は事前に一本化をするなど，出来る限り各課・各担当のヨ

コの連携を図りながら，過度な集中を軽減できるよう努めているところである。
説明は以上である。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】小学校部活動等ガイドライン（案）の策定により，子どもの生活にどのような変化が生じているのか。

【事 務 局】部活動の終了時刻を１７時までと明記したことによって，家庭での時間を持てるようになったと聞いている。また，以前は，早朝の部活動が実施されていたが，ガイドライン（案）では早朝の部活動を禁止しており，子どもも余裕をもって登校できている。

【秋道委員】早朝や１７時以降の部活動が制限されるようになったことで，昼休みは過ごし方に変化は生じているのか。

【事 務 局】昼休みに活動している学校もあると聞いているが，遊びを工夫して実施していただきたいとお願いしている。

【星川委員】小学校では，文化部も含めて全校で何らかの部活動を実施しているのか。また，文化部はガイドライン（案）の対象となるのか。

【事 務 局】全校で実施している。学校現場には，部活動以外の活動についても，本ガイドラインに準じた対応を行っていただくことをお願いしている。

【秋道委員】学校では「ノー残業デー」の設定は行っているのか。

【事 務 局】行っている。中学校では，勤務時間の短縮化を図る試みとして，毎週水曜日を統一閉鎖時刻日として，午後７時までには教員に帰宅を促す取組を始めている。

（４）その他

〇教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

6 月 25，26 日　京都市・乙訓地域　公立高校合同説明会
6 月 29 日　　日吉ケ丘高校　政治的教養を育む教育実践
7 月 2 日　　平成 29 年度京都市立学校教員採用試験　第一次試験受験状況
7 月 3 日～9 日　ICOM ミラノ大会

〇事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１２時１５分，教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長